



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラトミー
代 表 者 名 代表取締役社長 富山 幹太郎
(コード番号 7867 東証第 1 部)
問 い 合 わ せ 先 取締役常務執行役員連結管理本部長
小島 一洋
T E L 03-5654-1548

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことから、適切な人材を招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款に所要の変更を行うものであります。

なお、第 28 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
(監査役 of 責任免除) 第 35 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(監査役 of 責任免除) 第 35 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日 (予定)
平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以 上